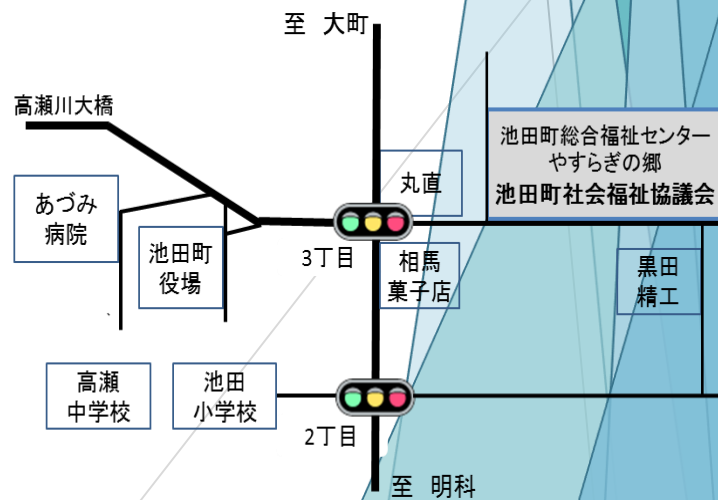


いけだ社協介護支援事業所 ご案内



池田町社会福祉協議会



～いけだ社協介護支援事業所の概要～

(運営: 社会福祉法人池田町社会福祉協議会)

事業所理念

利用者が、その人らしく自立した暮らしができるように、利用者・家族と信頼関係を築き、適切な情報を提供する。

そのために、各関係機関はさることながら、事業所内のチームワークを構築していく。そして、自己の研鑽に努めていく。

所在地 : 北安曇郡池田町大字池田2005番地1 総合福祉センターやすらぎの郷内

問い合わせ先 : 電話 0261-62-9544 FAX 0261-62-2680

池田町社協 URL : <http://ikedashakyo.or.jp>

池田町社協 E-mail : info@ikedashakyo.or.jp

営業時間 : 月曜日～金曜日
但し、国民の祝日、12月29日から1月3日は休み

受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分

サービス実施地域 : 池田町



●職員体制等

令和元年5月現在

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	保有資格の内容
管理者	1名		1名	1名	社会福祉士
介護支援専門員	3名		3.1名	1名	介護福祉士

●サービス内容に関する相談・苦情

事業所受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分

当法人の窓口 社会福祉法人池田町社会福祉協議会	井上賢一郎 (事務局長)	電話 0261-62-9544 (代)
いけだ社協介護支援事業所	井上賢一郎 (管理者)	電話 0261-62-9544

池田町の相談・苦情窓口

- 池田町健康福祉課
- 北アルプス広域連合 (保険者)
- 長野県国民健康保険団体連合会

電話 : 0261-61-5000
電話 : 0261-22-7196
電話 : 026-238-1580

1.利用料 ※ 介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

	居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（Ⅱ）	居宅介護支援費（Ⅲ）
要介護1・2	10,760円		
要介護3・4・5	13,980円		

◆加算

初回加算	3,000円	退院・退所加算 (カンファレンス無)	4,500円（1回） 6,000円（2回）
医療連携加算	2,000円（3日以内） 1,000円（7日以内）	退院・退所加算 (カンファレンス有)	6,000円（1回） 7,500円（2回） 9,000円（3回）
ターミナルケア マネジメント加算	4,000円		

2.交通費

池田町にお住まいの方は無料です。それ以外の地域は、介護支援専門員が訪問するため公共の交通機関を利用した場合、その実費が必要です。

3.解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

◆介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

介護保険や保健、医療、その他のサービスを紹介しながら、住み慣れた環境で安心して暮らせるように、皆様と一緒に考えていく、介護に関する知識を持った専門家です。

◆サービス内容

- ☆介護保険サービスやその他、保健・医療に関する相談・助言
- ☆ご利用者のご家族の希望に沿ったケアプランの提案・作成
- ☆サービス事業者との連絡・調整
- ☆介護用品・住宅改修についての相談・助言



◆対象となる方

池田町にお住まいの方で65歳以上、もしくは40歳以上で特定の疾病があり、要介護認定を受けている方。詳しくはお尋ねください。

相 談

ケアマネージャーがご自宅を訪問して、本人・ご家族が何を望んでられるのか、どのような生活をしたいたいのかなど、お話を伺います。

ケアプラン作成

要介護認定やご希望に基づいて、どんなサービスをどのくらい必要なのかを一緒に考え、ケアプランを作成します。

スケジュール提案

具体的なスケジュールを提案します。

連絡・調整

サービス事業所との連携・調整を行います。

サービス開始

サービスが始まったら、ケアプランどおりに行われているか、そのサービスが適切かなど、相談しながら調整していきます。

モニタリング

状態の変化に応じて、柔軟にケアプランを見直し、対応いたします。

